

# 災害対策基本法に伴う道路啓開訓練

～大規模災害に備えて～

日時：平成31年2月6日（水）14時～16時40分

場所：大阪国道事務所南大阪維持出張所

参加機関：大阪国道事務所・大阪府・大阪市・堺市・豊中市・日本建設業連合会・大阪建設業協会・日本道路建設業協会・全日本高速道路レッカー協会・警備業協会

## 【内容】

平成26年11月に災害対策基本法が改正され、災害時、緊急車両の通行の支障となる車両の移動が道路管理者で実施できるようになりました。また、平成28年11月には南海トラフ地震などの大規模災害発生時に、緊急車両の通行の支障となるガレキ除去や路面の段差修正などの道路啓開作業が円滑に実施できるよう、「大阪府域道路啓開協議会」を大阪国道事務所、大阪府、大阪市、堺市及び建設業団体や関係機関で立ち上げました。来たるべき災害に備え、道路啓開や車両移動に関する手続き・実作業について確認する事も含め、合同で道路啓開訓練を行いました。



大阪国道事務所長  
による挨拶



説明状況



フォークリフト・レッカー・ホイールクリッパー又は  
ベルトによる放置車両移動の後個別訓練状況



全体風景



段差修正完了



段差すりつけ

## 【議事次第】

### <説明>

- ① 災対法の車両移動等に関する、手順等確認（訓練説明）

### <現地訓練>

- ② 道路管理者（国）の現場パトロール  
⇒道路パト車により確認後、規制看板設置
- ③ ガレキ、段差、放置車両の現認⇒道路啓開班に連絡要請
- ④ 道路管理者（府）の現場急行により、ガレキ除去
- ⑤ 道路管理者（府）により、段差の擦り付け（疑似段差）
- ⑥ 道路管理者（国）により、放置車両の確認
- ⑦ 放置車両移動のためレッカー協会へ応援要請
- ⑧ レッカー協会の現場急行により、放置車両移動  
⇒フォークリフト、レッカー、ホイールクリッパー
- ⑨ 一般車両の進入排除するため、警備業協会へ交通誘導員の要請⇒警備業協会の現場急行、交通誘導員の配置
- ⑩ 道路啓開完了後、道路パト車（国）の走行による安全確認
- ⑪ 交通誘導員により、緊急車両以外の通行止め開始（一般車両の迂回誘導）  
⇒緊急車両（府 資材車）と一般車（府 公用車）により模擬誘導

### <個別訓練・見学>

- ⑫ 災害対策基本法による車両移動の手順の確認（車両等の移動命令⇒車両の移動（各自ミニレッカーを用いて車両移動の訓練））
- ⑬ 車両展示（対策本部車・照明車）見学
- ⑭ 意見交換